



地域共通クーポン 取扱店舗登録のご案内

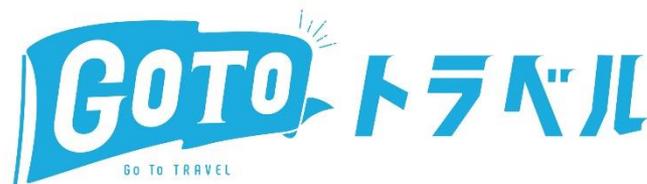
飲食・宿泊業事業者用
概要案内



1. はじめに
2. Go To トラベルとは
3. 地域共通クーポンとは
4. 地域共通クーポンに参加できる飲食店
5. 飲食店の登録の流れ
6. (例外) 宿泊事業者が運営する飲食店の場合
7. 登録から清算までの流れ
8. 参加事業者のサポート体制について

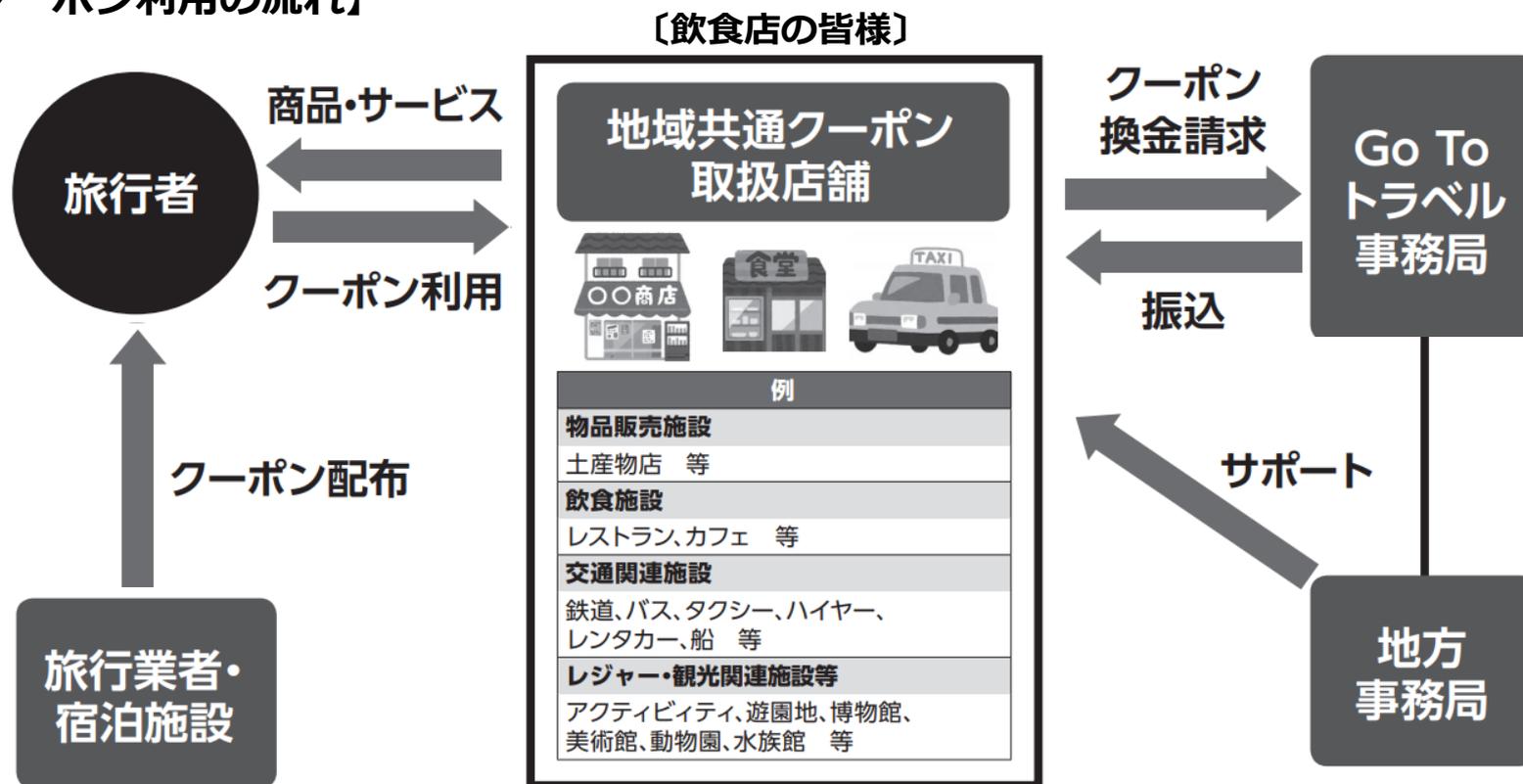


- 2020年10月1日からGoToトラベルキャンペーンの地域共通クーポンの配布がスタートしました。
- 旅行代金の15%相当額を地域共通クーポンとして、旅行者に配布します。
- 旅行先の都道府県＋隣接都道府県において、旅行期間中に限り使用可能です。
- **相模原市内飲食店での利用も十分想定されますので、是非登録を進めてください！**



Go To トラベルとは、宿泊・日帰り**国内旅行の代金総額の1/2相当額（1人1泊あたり2万円が上限）**を国が支援する事業です。支援額の内、**70%は旅行代金の割引、30%は旅行先で使える地域共通クーポン**として付与されます。（例えば、2万円の旅行商品であれば、7千円の旅行代金の割引、3千円の地域共通クーポンを受けられます。）

【クーポン利用の流れ】



旅行先の都道府県とその隣接都道府県において、旅行期間中に限って、Go To トラベル事務局の登録を受けた**地域共通クーポン取扱店舗**で使用できるクーポンです。

- 1枚1,000円単位で発行する商品券で、お釣りは出ません。
- 事務局で発行し、旅行者が旅行・宿泊商品を購入した**旅行者**や**宿泊事業者**より配布していただきます。

地域共通クーポンは紙クーポンと電子クーポンの2種類ございます。
取り扱うクーポンはお選びいただけます。(両方お選びいただくこともできます)

1.紙クーポン

券種:1,000円



2.電子クーポン

券種:1,000円、2,000円、5,000円



※電子クーポン取扱の準備は、登録完了後に提供されるQRコードを置くのみ。一定の通信環境下では、特段の設備は不要です。

チェック ✓ 市内飲食店での利用も十分想定されますので是非登録をしましょう！



Go Toトラベルで
伊豆へ1泊2日の旅行



帰路



2日目の夜は
地元で地域共通クーポン利用



旅行で疲れたから
外食で済ませよう！

1. 参加可能店舗・業種

旅行先の土産物店（スーパー・家電店・書籍販売等の小売店舗含む）、飲食店、観光施設、交通機関（詳細はGoToトラベルホームページをご確認ください）

◆対象でない商品（一部抜粋）

- 金券（ビール券、図書券、旅行券、切手等）
- プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等

◆登録できない事業者

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の許可
- ・届出の対象となる営業（同法第 3 3 条第 6 項の酒類提供飲食店営業を除く。）を営む店舗。
- ・「地域共通クーポン」の利用対象にならない商品等のみを取り扱う店舗
- ・カラオケ、ライブハウス

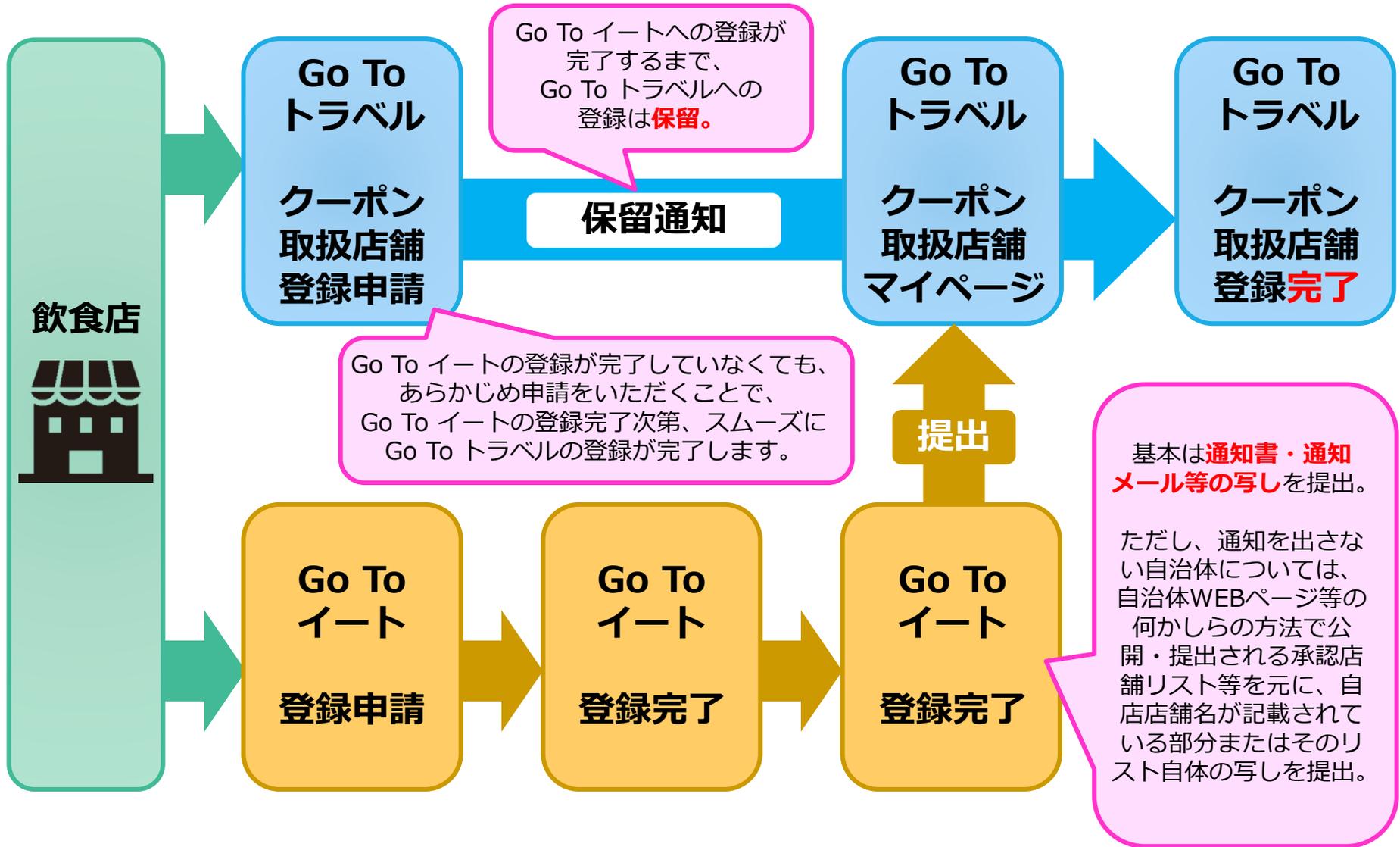
⇒ **つまりは、この条件がクリアできればどんな業種でも登録可能ということになります。**

2. 飲食店の皆さまの注意点

◆飲食店は「GoToイート」への登録が必須条件（次頁にて詳細ご確認ください）

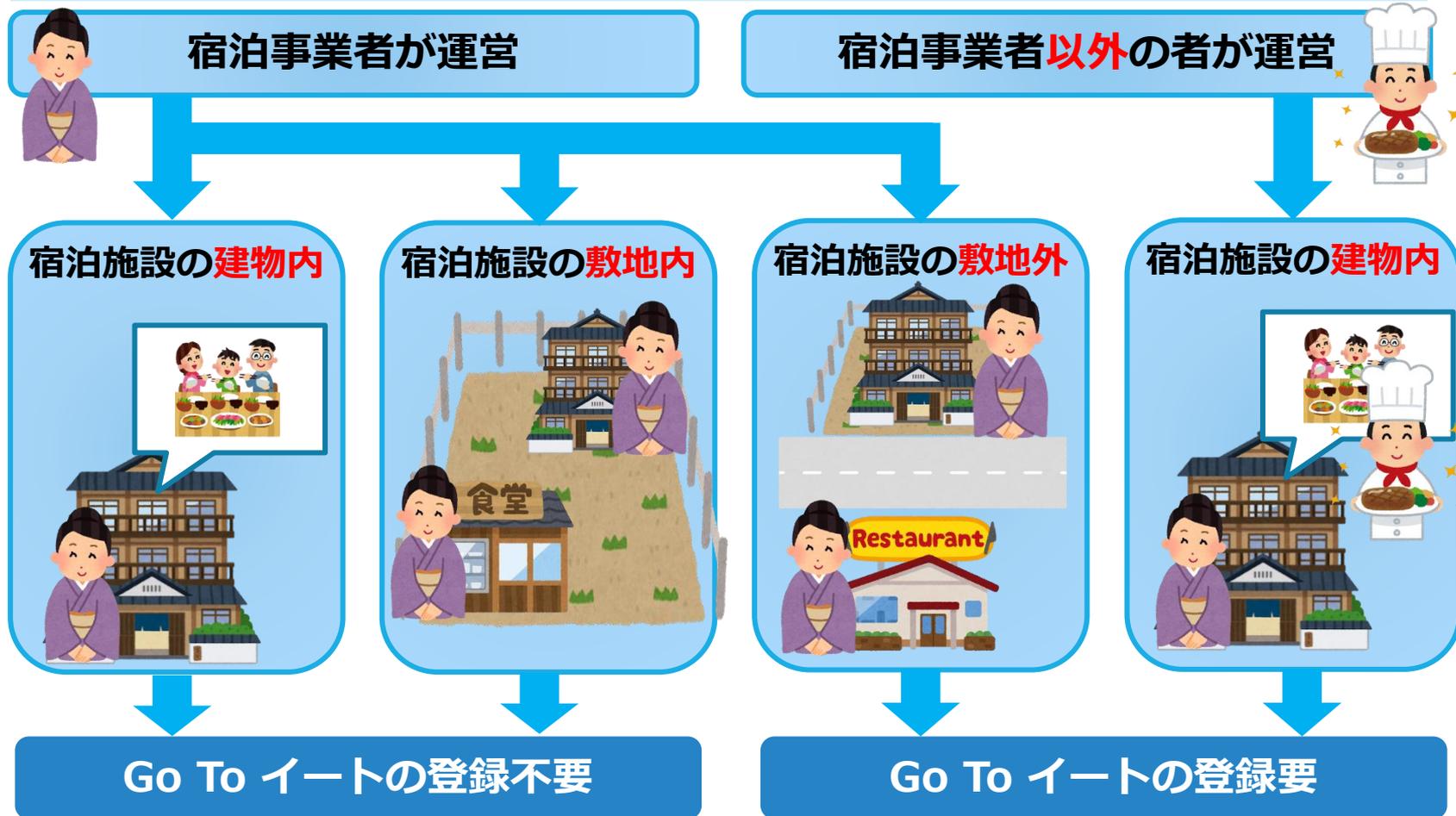
飲食店の方が「GoToトラベル事業・地域共通クーポン」に登録する場合、「**GoToイート**」への登録が必須条件となっています。しかしながら、先に共通クーポン事業者の登録手続きは受付できます。（決定がGoToイートの登録結果を連絡してからとなります）

飲食店の登録の流れ



(例外) 宿泊事業者が運営する飲食店の場合

Go To トラベル参画宿泊事業者が運営する飲食店は、
宿泊施設のガイドラインが順守されていると評価できる範囲については、
Go To イートの登録を受けているかにかかわらず、クーポン取扱店舗としての登録が必要です。



登録から清算までの流れ

地域事務局がサポートいたします！

手順
1

取扱店舗登録申請

オンラインでも郵便でも登録申請いただけます！

手順
2

マニュアル・スターキットの受け取り

スターキットには、ポスター、ステッカー等が入っています。

手順
3

ポスター掲示等の事前準備

業種別感染症対策ガイドラインの遵守を宣言するポスターを掲示していただけます。

手順
4

店頭等に掲示したポスターの写真を事務局へ提出

郵送料の負担なし！ホームページからもご提出いただけます。

地域共通クーポン取扱開始

利用エリア、有効期間等をご確認ください！

手順
5

受け取った紙クーポンの換金請求

締め日は月2回。受け取った紙クーポンと必要書類をお送りいただくだけ！
郵送料の負担なし！（電子クーポンはクーポン利用をもって自動的に換金請求されます）

手順
6

事務局より登録口座へ振込

締め日から30日以内に、指定の口座へ振り込みます。



申請方法

- 申請は、4つの様式（①登録申請書、②登録希望店舗リスト、③参加同意書、④口座確認書）にご記入いただき、⑤口座情報が確認できる書類（通帳の写し等）、⑥国内で事業を行っていることの公的証明書類（確定申告書、納税証明書等）を添付して、提出いただけます。
- オンライン申請・様式のダウンロードは下記アドレスまたはQRコードから↓
<https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/>
- 郵送での申請をご希望で、申請書類の様式が必要な場合は、Go To トラベル事務局コールセンターへご連絡ください。



地域共通クーポンを受け取る時の主な注意事項

- 利用エリア内であること、有効期間内であることをご確認ください。
利用エリア又は有効期間の記載がない場合は換金できません。
- 紙クーポン券が切り離されていないかをご確認ください。
- 紙クーポンには、偽造防止加工が施されています。受け取る前に偽造等されていないかをご確認ください。必要に応じて紙クーポンの見本券と比較してください。
- 電子クーポンは、利用済み画面で、利用店舗名・利用日時・クーポン金額をご確認ください。

主な参加条件

- 感染症拡大防止策に係る以下の責務等を果たし、感染拡大防止策を徹底する者であること。
 - ・業種別感染症対策ガイドラインを遵守すること。
 - ・ガイドラインを遵守している旨をポスターに記入し店頭などの旅行者から見えやすい場所に掲示する等により対外的に公表すること。
 - ・行政からの要請（営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと。
 - ・従業員や旅行者等に感染症が出たことを把握した場合、その状況を遅滞なく事務局に報告すること。
 - ・その他、観光庁が実施する感染症対策等に協力すること。
- Go To Eat事業の対象となる「飲食店」については、同事業の登録を受けていること。

全国47都道府県の地域事務局がサポートします

登録申請の サポート

電話・訪問などで
登録申請のサポートを
させていただきます。

登録後も サポート

電話・訪問などで
精算などのサポートを
させていただきます。

地域事務局が
全力サポート!!



こちらから地域事務局をご案内させていただきます。
その他、お困りの場合はお気軽にお問い合わせください。

●お問い合わせ先



Go To トラベル事務局コールセンター

(受付時間10時~19時 ※年中無休)



0570-017-345
03-6747-3986

